

☆ いじめ・不登校が発生したときの対応（R3）

いじめの気付き・発見
(不登校状態の確認)

◆いじめられている児童から発覚した場合(いじめを受けたと主張)
↓
訴えてきた児童の主張をまず、よく受け止める
(いじめられたと主張できた勇気と気持ちを第一に尊重)

◆第三者から発覚した場合
↓
客観的な情報収集に努める
(アンケートの実施や聞き取りなどで、幅広く事実を確認)

初期対応
実態に応じて
・関連職員で…
・生徒指導部で…
事実の確認
情報収集
具体策検討

情報集約担当者

事実確認

(岩木)

コーディネート

情報・事実の正確な伝達

(朝会・子どもについて語る日等)

(担任)
いじめは絶対に許さないという基本姿勢で

(担任外職員)
担任をバックアップ

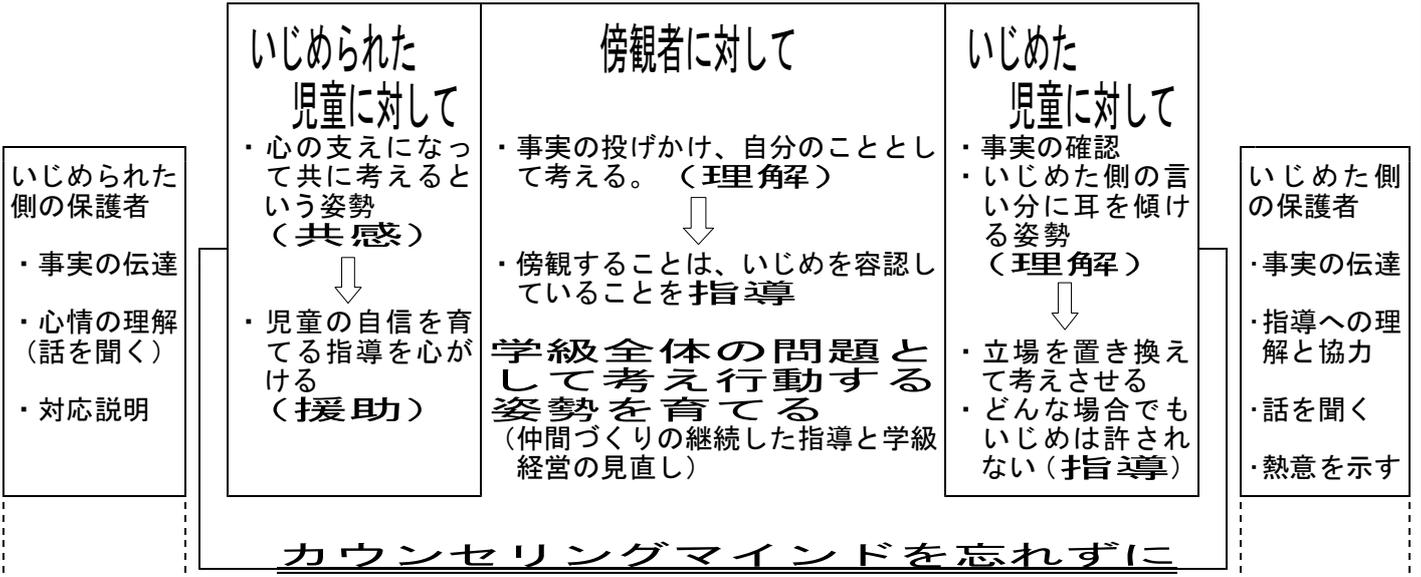
関係機関等との連携
・いじめ不登校アドバイザー
上益城教育事務所
096-282-7145
・県立教育センター
0968-44-6655
・肥後っ子テレホン
096-384-4976
・子どもの人権110番
0570-070-110

事実の把握と行動の背景を考察
いじめの続いている期間はどのくらいか？
その発端は何か？ 誰がいじめの側で誰がいじめられる側か？ 問題点は何か？
具体的な解決方法は？
(短期的な視点・長期的な視点)

いじめ・不登校対策委員会、職員会議
・日常の学級外の様子、気づき 校長
・養護教諭の立場から 教頭
・対応の検討、実践事項の確認 保護者・地域への対応・調整
・全職員の共通理解 《対応への意思の統一》

具体的対応

担任だけで処理せず、必要に応じて役割分担を行い、全員で対処する



カウンセリングマインドを忘れずに

(校長判断)

◆必要ならば、臨時保護者会(学級、全校)を開き、学校の取組に対して理解と協力を依頼